

① 浦安市に土地の売却を希望または相談したい場合、市街地整備課にお問い合わせ
お問い合わせ 先は下記参照

② 過密地区土地譲渡申請書を市街地整備課へ提出

③ 申請された土地について調査
・現地調査 ・土地所有者の確認 ・土地の不動産鑑定調査
土地買収委員会にて買収に関する可否を審議 概ね
3ヶ月
程度

買収可

買収否

④ 買収価格の提示や手続きに関する説明

同意の場合

不同意の場合

⑤ 建物・工作物がある場合、解体・撤去
隣接土地との境界確定測量
各種権利の抹消 (例) 抵当権

⑥ 土地売買契約の締結・土地の引き渡し

終了

注意事項

- 対象地区と土地の条件に合致していても土地買収委員会での審議により、市は買収しないことがあります。
- 土地は更地での引き渡しになります。
- 建物・工作物の解体・撤去、境界確定測量、各種権利の抹消にかかる費用は申請者の負担になります。
- 申請書受理後、市より必要に応じて土地の境界関係書類などの提出を求めることや必要事項について聞き取りを行うことがあります。

お問い合わせ

浦安市 都市政策部 市街地整備課

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 (市役所6階)

TEL 047-712-6564 ✉ shigaichi@city.urayasu.lg.jp

お問い合わせ
専用フォーム



過密地区 土地買収制度



過密地区土地買収制度とは

旧市街地の一部地域では、老朽化した木造家屋が密集している地区や狭あいな道路が多く、地震時に建物の倒壊や火災の延焼拡大、避難の難しさなどの防災面の課題を抱えている過密地域があります。

市では、過密地域の防災性の向上や住みやすさの改善など、今後のまちづくりに役立つ種地を確保することを目的に、土地所有者からの申請により土地の買収を行っています。

対象地区

堀江一丁目から四丁目の各一部
猫実二丁目的一部から五丁目
当代島一丁目から三丁目

対象地区図をご覧ください

対象となる土地

下記のいずれかに該当する土地

- ① 道路に接していないため、建て替えができない土地
- ② 市の土地に隣接していて、今後一体的な整備が見込める土地
- ③ 土地の規模などから、市の事業に活用が見込める土地
- ④ その他



申込方法

裏面「過密地区土地買収制度のフロー」をご覧ください。

買収した土地の活用事例

本制度により取得した土地は、土地区画整理事業や道路改良などの基盤整備や、自治会集会所や老人クラブ、公園などの公共施設整備に活用しています。

(例)



猫実三・四丁目
猫実 A 地区土地区画整理事業



当代島一丁目
通路として通り抜けの確保

対象地区図

この地図は、測量法に基づき浦安市長の承認を得て同市所管の浦安市空間データを使用したものである
(承認番号)令5浦都計第1001号

